大雪森のホール

指定管理者選考

公募型プロポーザル実施要項

令和７年４月

上川町

１．目的

上川町（以下「町」という）では、平成２２年に策定された町の林政マスタープラン「上川町森林林業再生プラン」により旭ヶ丘地区にて森林を活用したあらたな観光施設である大雪森のガーデンの整備を行いました。施設は、平成２７年度よりオープンし現在ではガーデンを始め１棟貸の宿泊施設やレストラン等が整備されており、年間約２万人の観光者が訪れています。そのほかにもマウンテンバイクコースを有する大雪レクリエーションの森が令和5年に整備を行われる等、森と観光を融合させる取り組みが本施設の周囲で行われています。

本公募の指定管理対象施設は、当初普通の町有林で木材生産を目的とした、トドマツ人工林でした。森林のそのものの美しさや森の中で過ごす習慣を醸成し、芸術等文化活動と森林や林業の文化を融合させた新たな森林の使い方を目指すものとして令和5年に整備されました。

令和７年３月において地方自治法（以下「自治法」という。）第２４４条の２に基づき「大雪森のホール設置条例」（以下、森のホール設置条例という。）を制定しました。この公募では、自治法第２４４条の２第３項、大雪森のホール設置条例、大雪森のホール設置条例施行規則、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年上川町条例第２０号）、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年上川町規則第３９号）規定に基づき、以下の通り指定管理者の候補者を公募型プロポーザル方式によって募集し選定を行うこととします。

２．施設の概要

（１）施設の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | 大雪森のホール |
| 所在地 | 上川郡上川町字菊水1010番地１、上川町字菊水1012番地及び2110番地に位置する28林班134小班、147小班の内 |
| 面積 | 面積　10.00ha |
| 主な施設 | ウッドデッキ　小道420m　駐車場 |

（２）施設に関わる備品

町は指定管理者に下記の物品について貸与を行います。指定管理者は貸与を受けた物品について善良に維持管理を行う必要があります。

① 簡易電柵　内訳　・電柵本体600m分（1ユニット100m×6セット）

　　　　　　　　　　　 ・追加ポール　6セット

・電源ユニット　1セット (ガラガーB300-SP)

・アースセット　1セット

・バッテリー　　1セット

・アンダーグラウンドケーブル　50m　1巻

・危険表示板　6枚

3．申請受付期間

　申請指定に関するスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 内容 |
| 令和7年4月14日（月）～令和7年5月14日（水） | 本要項公告日　（上川町掲示板、上川町ホームページにて） |
| 令和7年4月18日（金）8:30より～令和7年4月25日（金）12:00まで（必着） | 質問に関する受付 |
| 令和7年4月25日（金） | 質問の回答（第7号様式） |
| 令和7年5月14日（水）12:00まで（必着） | 参加表明書締切 |
| 令和7年5月15日（木）12:00まで（必着） | 辞退届提出締切（第8号様式） |
| 令和7年5月16日（金）12:00まで（必着） | 申請書一式提出　締切 |
| 令和7年5月22日（木） | 資格審査・書類審査を経たのち、審査が通貨した方は令和7年5月22日にあらかじめ提出いただいたプロポーザル資料に基づき、３０分～１時間を持ち時間として（詳細時間は申込者数により変化します。）プレゼンテーションを上川町役場で行っていただく予定です。 |

4．管理運営方針

　指定管理者の創意工夫による質の高いサービス提供を期待し、森と親しむ事業や森林内での芸術等文化活動や学習等を通し、森林そのものへの理解や森林及び林業文化の醸成を図ることを目的としています。（森のホール設置条例第1条記載）。なお、本施設は、自治法に規定される第２４４条、同法第２４４条の２、同法第２４４条の３、同法第２４４条の４の各規程に基づき運用することとします。

各方針について次を尊守するものとします。

（１）維持管理方針

施設内、及び備品について清潔かつその機能を正常に保持すること。利用者の快適かつ安全な利用を常に図ると共に、適正な管理と保守点検を行うものとします。

（２）施設の運営方針

多様なニーズをくみ取り自治法 第２４４条 第２項に基づく規定に基づき、平等なサービスや多くの方々に鄭供することや安心安全で将来にわたる施設の持続性からも公共施設におけるアセットマネジメント等リスク予知を導入し効率的な運営を目指すこととします。当該地域は森林地帯であり野生動物が多く出没する地域であることを考慮して有効な方策や安全対策を検討してください。

（３）休業日の基準

管理運営を行うにあたり、基本事項は次のとおりです。

① 5月1日～9月30日　月曜日から金曜日のうちいずれか1週間のうち1日とし、土日祝日を除く日を指定管理者が任意に定めることとします。ただし、設定した月曜日から金曜日の曜日が法律に規定する休日であった場合について、その翌日を休業日とするなどの措置を考え提示することとします。

② 10月1日～4月30日　月曜日から金曜日のうちいずれか1週間のうち2日以上とし、指定管理者が具体的な曜日は任意に定めることとします。

以上休業日の基準を参考とし、森のホール設置条例第7条に規定される通り、提案内容について町長の承認を得た上で決定することとします。

（４）利用時間設定の基準

森のホール設置条例第6条第1項に定められた午前8時30分から午後5時迄を基　準とします。ただし同法第6条第2項に定められた通り、指定管理者で町長の承認を得て時間を変更することも可能です。

5．指定管理者が行う業務の範囲等
指定管理者が行う業務の範囲は次によるものとします。

①　施設の維持保全管理及び安全確保に関する業務

②　指定管理を受けた設備・備品の維持管理、日常的なメンテナンス

③　指定管理を受けた敷地内全般の維持管理業務

④　施設の利用承認に関する業務、使用料の徴取

⑤　その他指定管理者業務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　　目 | 指定管理者 | 町 |
| 管理運営（施設の利用、案内、警備、苦情対応、安全衛生管理、備品及び貸付物品の管理） | 〇 |  |
| 維持管理（施設保守点検、設備や備品の日常点検等、清掃、光熱水費燃料費等の支出、消耗品管理、樹木等管理等） | 〇 |  |
| 物価変動 | 人件費、物価費等物価変動に伴う経費の増 | 〇 |  |
| 金利変動 | 金利変動に伴う経費の増 | 〇 |  |
| 法令の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす変更 |  | 〇 |
| 税制度の変更 | 施設の管理運営に影響を及ぼす変更 |  | 〇 |
| 施設周辺住民及び施設利用者への対応 | 施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応 | 〇 |  |
| 上記以外の場合 |  | 〇 |
| 不可抗力 | 不可抗力（地震、落雷、暴風雪、洪水、戦争、テロ） | 〇 |  |
| 政治、行政上の理由による事業の変更 | 政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増 |  | 〇 |
| 利用者や第三者への賠償 | 指定管理者として注意義務を怠った場合 | 〇 |  |
| 上記以外の場合 |  | 〇 |
| 災害時対応 | 待機態勢の確保、被害調査、報告、応急処置等 | 〇 |  |
| 指示等 |  | 〇 |
| 項　　　　　　　　　目 | 指定管理者 | 町 |
| 災害復旧 |  | 〇 |
| 事故・災害等による施設等の修繕 | 指定管理者として注意義務を怠った場合 | 〇 |  |
| 上記以外の場合 |  | 〇 |
| 統括的管理責任 |  | 〇 |
| 保険指定管理者は、万一の損害賠償責任に備え、自身の費用負担により損害保険会社で提供 されている「施設賠償責任保険」に加入し、当該保険から保険金の支払いによって損害賠償責任に対応することを原則とします。 |

（注）各項目の区分に応じ、〇が責任を負う。

※指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行う。

※指定管理者が施設・設備の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権の放棄又は現状復帰する。

※指定管理者が購入した備品については、原則として指定管理者に帰属します。
※指定管理者は毎事業年度ごと業務報告書を作成提出いただく必要があります。

※町と指定管理者は、年次協定を締結し本要項の内容について協議の結果、変更となる可能性があります。

6．指定管理業務等に係る経費

（１）町が支払う経費

令和7年度に指定管理者へ支払う指定管理料の上限は343千円（消費税及び 地方消費税を含む）以内とし、指定管理者が提案した額とします。

令和8年度以降の指定管理料（予定額）は以下のとおりとします。

・令和8年度 343千円（消費税及び地方消費税を含む）

・令和9年度343千円（消費税及び地方消費税を含む）
・令和10年度343千円（消費税及び地方消費税を含む）
・令和11年度343千円（消費税及び地方消費税を含む）

7．指定管理者の指定期間

令和7年7月1日~令和12年3月31日を予定しています。この期間は上川町議会議決後、正式に指定期間となります。

8．収入

（１）収入として見込まれるもの

指定管理中の施設の利用に関わる収入は、指定管理者の収入とします。

① 使用料

森のホール設置条例 第１１条（別表１）に掲げる額の範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定める額とします。

② 自主事業による収入

指定管理者は、森のホール設置条例に基づいた、施設の設置目的に応じかつ施設の活用方針に合致した自主事業について自ら立案実行し収入を得ることができます。

③ 指定管理料

本指定管理に関わる必要な経費として、提案価格を元に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、町は、予算の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。なお、指定管理料の上限は本要項【６．指定管理業務等に係る経費】の額を上限とし、「指定管理者が事業を行うにあたり支払った支出」から「使用料及び自主事業により得た収入」から得た額を引いたものとします。

9．申請に係る資格等

　指定管理者の指定を申請することができるものは、法人その他の団体に関わらず下記の条件を満たしたものとします。

（１）**応募者の資格は次のすべてに該当するものとします。**

①緊急時及び事故に対する即応性の観点から登記事項証明書に記載されている本店　もしくは主たる事務所又は団体の規約もしくは定款等に記載されている活動の本拠地（以下「主たる事務所等」という。）を上川町内に置く法人等であること。

②森林空間活用に伴う管理行うため、作業に従事する者が労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第３６条８号に規定された特別教育を受講すること。またその他労働衛生管理法に規定された業務を行う際、該当する安全衛生教育受講する等、必要な資格を有していること。

（２）**応募者の資格は次のすべてに該当しないものとします。**

　　　① 法律行為を行う能力を有しないもの

　　　② 破産者で復権を得ないもの

　　　③ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定による町における一般競争入札の制限をされている者

④ 自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

　　　⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第９２条の２、同法第１４２条（同条を準用する場合を含む。）または第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる者

　　　⑥ 国税、地方税及びその他町の徴取金を滞納している者。

10．申請書類等

（１）指定管理者の公募についての公告日

　　　令和７年４月１４日

　（２）指定管理者募集要項の公告期間

　　　令和７年４月１４日～令和７年５月１４日

　（３）参加表明書の提出

　　　参加表明を行っていない応募者は、町長が特別な事業があると認める場合を除いて、

提案書を提出することができません。なお、参加表明書を提出した企業名は公表しません。

　**（４）提出書類 　【⑥プロポーザル審査に関する資料】以外　各2部とします。**

**なお、2部の内訳は、原本1部　複写1部も可能とします。**

　　 ① 指定申請書（第１号様式）

② 申請資格を有していることを証する書類 の一覧

ア） 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

イ）非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書等

ウ）定款、寄附行為、規約その他団体の設立目的、組織及び運営方法を示す書類

エ）申請資格に関する申立書（第２号様式）

オ）国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第２号様式）

③ 管理を行う公の施設の事業計画書（第３号様式）

　ア）業務に必要な資格にあっては、その免許証、資格証の写し

④ 管理に係る収支計画書（第４号様式）

⑤ 当該団体の経営状況を証明する書類

ア）前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体　のみ）

イ）前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ）現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

エ）団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ）団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当 する書類

⑥ **プロポーザル審査に関する資料　大雪森のホール指定管理者　提案書任意様式にて　【提出部数１０部】　※下記に詳細を記載**

**（５）大雪森のホール指定管理者　提案書に関する記載内容**【**提出部数１０部】**

（正本１部、副本８部、電子データ化したものを１部（ＰＤＦファイル形式と

します。）

① 採点基準（別紙　**大雪森のホール指定管理者選考 提案評価基準書**参照のこと）

　　　　　条例に規定する設置目的に沿って、施設の機能をより効果的に発揮するため

の大雪森のホールの総合的な事項、施設の効果を最大限発揮できる事業方策、適正かつ効率的な維持管理等について示してください。

 (６) 申請書類の提出期限

令和6年5月16日（金）１２:００必着

（７）提出方法

産業経済課農林水産グループに持参又は郵送

　　　　　　　なお、郵送の際に提出期限を超過したものについて失格として取り扱うものとします。

（８）参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果を応募者の代表企業に通知しますので、有効なE-mailアドレ

スの記載をお願いします。

（９）質問の受付

提案書の作成等について、質問がある場合は、質問書に(第7号様式)に記入

の上、産業経済課農林水産グループまで提出することとします。質問は必ず書面にて行うこととし、書面以外の方法については対応いたしません。提出方法については、電子メールによるものとします。なお、通信障害等により当方で質問書の確認できない場合については、回答できませんので必要な方は、質問受付期間内に応募書類提出先である上川町農林水産グループ宛に確認の電話をお願いします。

（１０）留意事項

① 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

② 提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 提出された書類は返却しません。

④ 申請に関して必要となる経費は申請者の負担とします。

⑤ 現地説明会は実施しません。

⑥ 参加表明書を提出したのち申請の辞退を行いたい方は辞退届（第8号様式）提出　してください（締切　令和７年５月１５日（木）１２：００必着とします。）

11．申請の手続き

（１）応募申請書類の提出場所

〒078-1751

北海道上川郡上川町南町１８０番地

上川町産業経済課農林水産グループ林務係

ＴＥＬ：０１６５８－２－４０５７

ＦＡＸ：０１６５８－２－１２２０

（２）応募申請書類の受付時間

平日の8:30から17:00までとします。

ただし受付最終日は令和7年5月16日12:00まで（必着）

（３）応募に関する質問は、質問書を電子メールにて送付してください。

Ｅ-mail：nourin@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

（４）申請書の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。